

天海訴訟を支援する会

ニュース 2019/2/13 No. 20

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222
幕張グリーンハイツ109 障千連内
TEL・FAX 043-308-6621
<http://amagai65.iinaa.net/>

会費・カンパ等 振込先
〒振替 00260-0-87731
「天海訴訟を支援する会」
通信欄に「会費」「カンパ」等一言を

岡山 浅田訴訟判決

「法第7条は調整規定であり、

必ずしも介護保険優先とは限らない」

「(月1万5千円の)負担は大きい」 広島高裁も認める

浅田訴訟広島高裁の判決は「そもそも介護保険と障害者福祉の理念が全く異なるものである」「7条は二重給付の調整規定であり、介護保険優先原則は一律適用すべきでなく個別事情に応じた判断をすべき」「低所得者に対する過酷な自己負担をするべきでないこと」など、わかりやすく納得のいく理由で原告浅田さんの訴えを認め、障害福祉を切った岡山市の処置を違法と断じました。(P3に関連項目)



岡山市が最高裁へ上告しなかったため、判決は確定しました。天海訴訟にとって大きな追い風となるでしょう。この判決

の意義を全国の障害者が享受できるようにするためには、さらに天海訴訟の完全勝利が必要です。

介護保険への強制移行があれば市町村が負ける、という流れを天海訴訟の勝利で決定づけたいものです。厚労省も制度改革への動きを取らざるを得なくなるでしょう。(P2へ続く)



原告 天海正克さん

<次回:第19回口頭弁論>

3月5日(火) 14:00 開廷

12:30~ きぼーる 前で街頭宣伝 裁判所まで行進
閉廷後、県弁護士会館で報告集会の予定



新たな負担が発生するのであれば、第1条は憲法違反 「応能負担原理によって福祉を利用する障害者の権利」を侵害

第18回口頭弁論は2018年12月18日に行われました。40人近い傍聴者があり、報告集会も行われました。

今回原告から以下の書面を提出しました。

1 日本障害者センター 山崎さんの意見書

(1) 介護保険サービスと障害福祉サービスの違い(①目的・理念、②財源等、③利用者負担、④対象、⑤認定基準、⑥サービス内容)と、それが引き起こす諸問題、

(2) 障害者の生活状況、

(3) 自立支援法違憲訴訟の経緯など、65歳問題の背景を、豊富な資料に基づき詳しく説明しています。また、今回の千葉市の対応が、自治体の本来的役割(全ての市民の安全や生活を守る)を果たしていないことが指摘されています。

2 支援する会 三橋さんの陳述書

三橋さんが天海さんと同行したときの千葉市担当者とのやり取りや、三橋さんらが聞き出した厚生労働省職員の見解を述べています。そして、今回の千葉市の処分は無責任・非人道的で、千葉市の責任は重大だと指摘しています。

3 証拠申出書1(人証:被告側)

対象者:花見川区担当者 千葉市課長 千葉市長

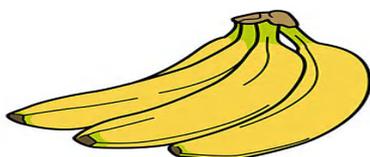
質問事項:「千葉市はどのような考えで本件処分を行ったか」「そこに天海さんへの配慮はあったか」等を確認するための質問

4 証拠申出書2(人証:原告側)

対象者:山崎さん 三橋さん 天海さん

質問事項:

それぞれの意見書・陳述書



に述べられていることに関連する事柄
今後提出を予定している書証

1 井上先生の論文(障害をもつ人・高齢者の人権・尊厳と自己決定)

2 浅田訴訟高裁判決

となっています。

口頭弁論のやり取りの中で、山崎、三橋両氏の意見書等に対し、その内容に被告からの異議がないため人証はしないことになりました。また、被告側の人証は本人の陳述書を見てから決めることになりました。

次回第19回口頭弁論は2019年 3月5日(火)14:00から行われます。

次回提出予定の金沢大学名誉教授井上先生の論文は、ワイマール憲法までさかのぼり社会保障論を展開、また過去の我が国の社会保障関係の裁判例を多く引用して、人権の意義を深く解明するものになっています。さらに裁判官の姿勢についても言及されています。大きな一石が投げられることとなります。お忙しい中、大部の論文を執筆していただき大変ありがたく御礼申し上げます。

今回の口頭弁論では、これまでの弁論の集大成となるような内容となる見込みです。

天海さんのように、心身に変化なく65歳を迎えた場合に、新たに利用者自己負担が発生する場合は憲法第14条、第25条から導かれる「応能負担原理によって福祉を利用する障害者の権利」を害するものであり憲法違反ではないでしょうか。

被告千葉市は追いつめられるでしょう。

浅田訴訟、高裁も全面勝訴！

岡山市長は最高裁に上告せず 判決が確定

65歳になり天海さんと同様、すべての介護サービスを打ち切られた岡山の浅田達雄さんが提訴した裁判は、岡山地裁の全面勝訴に続き2018年12月13日広島高裁でも再び勝訴しました。判決では障害者総合支援法第7条は調整規定であり、介護保険優先を定めたものではないとしました。大変うれしい判決です。天海訴訟にも大きな追い風となるものです。

弁護団の声明をご紹介します。

原告
浅田達雄さん



岡山市長による上告断念を受けた 弁護団声明

2018年12月18日

浅田訴訟弁護団

団長 弁護士 呉 裕麻(おー ゆうま)

本日、岡山市議会本会議にて、岡山市長大森雅夫氏が、浅田訴訟の控訴審判決に対して、最高裁へ上告をしないことを表明した。

これにより浅田訴訟は、控訴審判決が確定し、その全面勝訴が確定することとなる。そのため、浅田訴訟は訴訟としての終結を迎えることとなる。

しかし、岡山市長や担当課職員は、この間、浅田さんに対し、誤った処分により浅田さんを酷く傷つけたことなどに対し、何らの謝罪も、反省の言葉もない。

そのため、弁護団・訴訟団としては、この度の岡山市長による誤った判断に対して謝罪等を含めた適切な対処を求めていくつもりである。

また、浅田訴訟において問題となっていたいわゆる65歳問題の原因たる総合支援法7条は、これが改正された訳ではない。これから65歳を迎える全国の障害者には、浅田さんと同様の不支給処分を受けるのではないかと不安な思いを抱きながら生活する者が少なくない。

そのため、この問題については引き続き全国の障害者や支援者等と連携し、厚労省との定期協議の場などを通じて法改正をも含む抜本的解決のために奔走していく必要がある。

したがって、この度の岡山市長による上告断念は、決して我々の活動の終わりを意味するものではなく、むしろ次の活動に向けた足掛かりであると考えている。

我々は、すべての障害者が安心して生活できる世の中が実現するまで、諦めることなく前進していく。

以上

浅田訴訟高裁判決確定（見込み）を受けて

2018年12月18日

障害者自立支援法違憲訴訟団

65歳を過ぎると介護保険の利用が強要され障害者福祉の利用が妨げられることの理不尽さを訴えた浅田達雄さんの訴えを正しいとした岡山地裁2018年3月14日判決、それを維持した同年12月13日広島高裁岡山支部判決に対して、岡山市長が上告を断念する旨議会にて発表し、浅田さん全面勝訴判決が確定することとなった。

浅田さん、支援者、弁護団の奮闘に心より敬意を表し、ともに喜びたい。

この判決の意義（そもそも介護保険と障害者福祉の理念が全く異なるものであること、介護保険優先原則は一律適用すべきでなく個別事情に応じた判断をすべきこと、低所得者に対する過酷な自己負担をすべきでないこと等、障害者の人権を尊重すべきとする両判決に貫かれる姿勢）がすべての障害ある人にもたらされることが望まれる。

65歳問題（支給時間の不当な制限・利用可能施策の制限・介護保険による1割～2割の応益負担など障害者総合支援法7条の規定する介護保険優先原則により障害者が65歳になると障害福祉の利用が困難になる諸問題）にいまなお苦しむ人が全国でいる現実があり、少なくとも、国は同判決の趣旨を尊重し、本件個別解決にとどまらず、介護保険優先原則による権利侵害の全ての根絶に向けた対応を徹底されたい。

地裁判決、高裁判決ともに、当訴訟団と国との2010年1月7日基本合意文書において、介護保険優先原則の廃止を国が検討することを裁判所に約束していることを重視し、また、当訴訟団が国との定期協議において要求して実現した65歳問題実態調査結果を踏まえた司法判断を下している。

当訴訟団は、基本合意の実現を求め、介護保険優先原則の廃止を求めて活動を続けてきたが、国はこれら司法判断を真摯に受け止め、介護保険優先原則の廃止に向けた抜本的制度改革に1日でも早く取り組むべきである。

浅田訴訟に続き天海訴訟の勝利を！

浅田弁護団招き 学習・決起集会

2018年11月25日(日)午後、千葉市内で「天海訴訟 学習・決起集会」が開かれ、支援者ら40人が参加し熱のこもった集まりとなりました。

天海訴訟と同じ内容で争われていた岡山市の浅田達雄さんの訴訟は、今年3月岡山地裁で原告浅田さんの全面勝訴となりました。

その浅田訴訟の原告弁護士の一人、上尾洋平（うわお ようへい）氏による「浅田訴訟の意義と勝利判決を生かす道」と題した講演がありました。上尾氏は「判決は障害者自立支援法第7条（現在の障害者総合支援法第7条）の介護保険優先の規定に限定をかけたと言える。しかし、憲法判断には踏み込まず、介護保険優先原則の不合理性を全面的に認めただけではない。介護保険優先原則を撤廃することが目標であり、

今後同様の判決を積み重ね、撤廃を求めていく

ことが重要」と話しました。

提訴から丸3年を迎える天海訴訟の弁護団長向後剛氏からは「65歳という年齢で障害者の処遇が変わるのは不合理である。介護のサービスを途切れさせてはいけない。「給付の途絶」に陥らせた天海さんに対する処分は自治体の裁量権の限界を逸脱した違法な処分」と語りました。

参加者から「この裁判の意義が少しずつ分かってきた」「提訴後、不十分ながらも高齢障害者の介護保険利用料を軽減する法律改正があった。判決前に前進面が見られる」「この裁判は天海さん一人を救うものではない。表に出ていない多くの障害者に関わる裁判だ」など熱心な意見が交換されました。

最後に、原告の天海さんは「必ず裁判に勝利したい。介護保険優先を早く撤廃したい」と決意を語りました。

「天海訴訟の完全勝利を目指し、ガンバロー」を三唱して散会しました。



上尾洋平弁護士

